



平成 28 年 1 月 29 日

各 位

会社名 味の素株式会社
代表者名 取締役社長 西井 孝明
(コード番号 2802 東証第一部)
問合せ先 法務部長 塩田 良晴
(TEL. 03-5250-8245)

単元株式数の変更および定款の一部変更について

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第195条第1項の規定に基づき、下記のとおり単元株式の変更および定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、多くの上場会社が売買単位100株に移行するなか、売買単位100株への移行期限が平成30年10月1日と決まったこと、ならびに当社の株価水準および株主数の推移の現状に鑑み、単元株式数の引下げを行うものです。

(2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成28年4月1日（金）

(ご参考)

上記変更に伴い、平成28年4月1日（金）をもって、東京証券取引所における売買単位も1,000株から100株に変更されることとなります。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更後
第8条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	第8条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。 <u>附則</u> <u>第8条（単元株式数）の変更は、平成28年4月1日をもって効力を生ずるものとし、同日をもって本附則を削除する。</u>

(3) 効力発生日

平成28年4月1日（金）

以 上